

## 2-3 上位・関連計画の概要

### 2-3-1 砂川市の計画

#### (1) 砂川市第7期総合計画

##### 【計画の期間】

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）

##### 【まちづくりの基本理念】

これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。

また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心としてともに行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。

##### 【めざす都市像】

『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』

恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、子ども達はのびのびと育ち、成長を見守る大人達も健康でいきいきと暮らし、生活に対する安心感や日々の幸せから、市民の笑顔が絶えないまちを目指します。

笑顔があることで家族、地域、学校、職場など様々な人を結びつけ、そのつながりが『ちから』となって途切れることなく未来へと続き、「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような、愛着を持てるまちづくりを、市民と行政が一つになって進めていくまちを目指します。

##### 【将来人口：まちづくりの基本指標】

目標人口（令和12年（2030年））：15,000人

##### 【土地利用の基本的な考え方】

土地は、市民のための大切な資源であり、市民生活や社会の様々な活動を支える共通の基盤であることを踏まえ、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用に努めます。

また、人口減少や少子高齢化などの社会・経済情勢の変化を踏まえ、市民生活や産業・経済活動などに必要と見込まれる土地需要に対し、適切な対応に努めます。

さらに、近年は大規模災害が頻発しており、土地の安全性に対する要請が高まっていることから、市民の安全で安心な生活環境を守る土地利用を進めていきます。

##### 【まちづくりの基本目標】

- ① 健やかに安心して暮らせるやさしいまち
- ② 安全でやすらぎのあるまち
- ③ 豊かな心と学ぶ力を育むまち
- ④ 活力にあふれ賑わいのあるまち
- ⑤ 自然と調和した快適で住みよいまち
- ⑥ 明日へつなぐ協働と支え合いのまち

## (2) 砂川市強靱化計画

【計画の期間】 令和3年度から令和7年度

### 【砂川市強靱化の目標】

本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続につながるものとして3つの目標を掲げています。

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と砂川社会経済システムを守る
- (2) 砂川市の強みを活かし、国・道全体の強靱化に貢献する
- (3) 持続可能なまちを構築する

### 【施策プログラム】

脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーで20の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それぞれに関連する現行の施策の推進状況や課題、砂川市強靱化のための施策プログラムを設定しています。施策プログラムのうち、22の施策を重点化すべき施策として位置づけています。

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と重点化すべき施策項目
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生 【重点化すべき施策項目】 住宅・建築物等の耐震化、緊急輸送道路 <sup>15</sup> 等の整備、緊急輸送道路等の無電柱化 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水 【重点化すべき施策項目】 河川改修等の治水対策 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 【重点化すべき施策項目】 暴風雪等における道路管理体制の強化、除排雪体制の確保 1-5 積雪寒冷等を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大 1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大 【重点化すべき施策項目】 災害時における情報連絡体制の確保、住民への情報伝達体制の強化、避難行動要支援者対策、防災教育の推進
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 【重点化すべき施策項目】 物資供給等に係る連携体制の整備、非常用物資の備蓄推進 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞 【重点化すべき施策項目】 被災時の医療支援体制の強化 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下 【重点化すべき施策項目】 総合的な行政運営や防災等の拠点となる庁舎の機能等の充実、行政の業務継続体制の整備、ICT <sup>16</sup> 部門における業務継続体制の整備、広域応援・受援体制の整備
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止 4-2 食料の安定供給の停滞 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止 【重点化すべき施策項目】 水道事業の危機管理体制の整備、下水道事業の危機管理体制の整備 4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止 【重点化すべき施策項目】 都市の骨格を形成する幹線道路の整備、道路施設の防災対策
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーン <sup>17</sup> の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞 5-2 物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生 6-2 農地・森林等の被害による土地の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ 【重点化すべき施策項目】 災害廃棄物の処理体制の整備 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

### (3) 砂川市地域防災計画

【策定年】 令和3年3月

#### 【計画推進に当たっての基本となる事項】

- 1 災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。
- 2 自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等並びに砂川市、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は、住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における男女平等参画、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

#### 【避難誘導體制の構築】

市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

#### 【建築物災害予防計画】

災害時に重要な役割を果たす施設が多く立地する市中心部や、避難所、避難路の周辺では、建築物の不燃化を図り安全性を高めるため、準防火地域・防火地域の指定に努め、建築物の不燃化の推進を図る。

そのほか、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行う等の予防対策を講じる。

### (4) 砂川市緑の基本計画

【計画の期間】 令和4年度から令和12年度

【基本理念】 『明るい未来につながる、水・緑・田園風景を活かした美しい景観づくり』

#### 【基本目標】

- 1 豊かな水と緑、良好な田園など緑の財産を後世に継承する緑づくり（→基本継続、内容一部修正）
- 2 都市の防災・温暖化防止に資する緑の維持・管理（→基本継続）
- 3 官民連携でおこなう都市の緑化と維持・保全（→基本継続、文言の修正）
- 4 公園・緑地ストックの持続可能な運営・管理の推進（→新設）

#### 【緑地の配置方針】

- 1 環境保全系統の緑地の配置方針
- 2 レクリエーション系統の緑地の配置方針
- 3 防災系統の緑地の配置方針
- 4 景観系統の緑地の配置方針
- 5 総合的な緑地の配置方針

#### 【緑地の保全及び緑化推進のための施策】

- 1 施設緑地<sup>18</sup>の整備方針及び整備目標
- 2 地域制緑地の指定方針及び指定目標
- 3 都市緑化及び都市景観の目標と推進方針

## (5) 砂川市空家等対策計画

【計画の期間】 平成 29 年度から令和 4 年度まで

【基本目標】 『総合的な空家等対策による、地域の安全確保と、良好な生活環境の保全』  
市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境の保全と、空家等の活用を促進するため、総合的な空家等対策を推進します。

### 【基本方針】

- 1 空家等の発生の抑制
  - (1) 所有者等による適切な管理の促進
  - (2) 相談体制の継続
  - (3) 空家等情報の整備と適切な管理に関する情報提供
  - (4) 安心して住み続けられる住宅改修の促進
- 2 空家等の流通・活用の促進
  - (1) 流通（売却や賃貸化）による活用の促進
  - (2) 流通・活用に向けた補助制度の拡充の検討
  - (3) 広域的な連携
  - (4) 地域などによる空家等及び跡地の利活用の検討
- 3 管理不全な空家等の未然防止・解消
  - (1) 除却（解体）助成制度等の継続・拡充の検討
  - (2) 除却（解体）費用の融資制度の周知
  - (3) 危険急迫時の措置等
- 4 特定空家等の認定及び措置
  - (1) 特定空家等の認定及び措置
- 5 空家等対策に係る実施体制の整備
  - (1) 町内会等との連携
  - (2) 北海道との連携
  - (3) 市役所内部の連携（関連各部・課）
  - (4) 関係団体・関係機関との連携

## (6) 砂川市住生活基本計画

【計画の期間】 平成 27 年度から令和 6 年度まで

【基本理念】 『安心して心豊かに いきいき輝くまち』～安心・心豊か・いきいきをつなげる 住まい・住環境づくり～

### 【基本目標】

- 1 移住定住促進とまちなかの活力を生み出す住まい・住環境づくり
- 2 誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり
- 3 環境との共生に配慮した住まい・住環境づくり

### 【推進方針】

- ①移住定住促進に向けた住環境づくり
- ②住み慣れた住宅で長く安心して暮らし続けられる住まいづくり
- ③子どもから高齢者・障がい者まで誰もが安全・安心に暮らせる住まい・住環境づくり
- ④まちなか居住の推進に向けた住まい・住環境づくり
- ⑤環境重視型社会に配慮した住まい・住環境づくり
- ⑥公営住宅の長寿命化の推進と良質なストック形成

## (7) 砂川市公共施設等総合管理計画

【計画の期間】 平成 28 年度から令和 7 年度

### 【基本方針】

- 1.施設総量（総床面積）の適正化：建築系公共施設については、新規整備を原則控えるとともに、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、統廃合や複合化等により施設総量（総床面積）の適正化に努めます。
- 2.長寿命化の推進：今後も保有すべき公共施設等については、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持保全に努めます。
- 3.民間活力の有効活用：指定管理者制度を含め、施設の整備や管理における官民の協働により、コスト縮減やサービス水準の向上に努めます。

## (8) 砂川市公営住宅等長寿命化計画 (案) ※令和3年度策定中

**【計画の期間】** 令和4年度から令和13年度まで

**【基本理念】** 「自然と調和した快適で住みよいまち」(砂川市第7期総合計画より)

### **【公営住宅の総合的な活用に関する基本方針】**

- ①子育て世帯・高齢者等に対応した住環境整備
- ②入居者の適正化
- ③各団地の環境と需要、及び入居者属性等を考慮した将来対応の設定
  - ・公営住宅等の将来的な需要を推計し、将来の公営住宅等の供給目標量を設定します。
  - ・各団地の立地環境や公営住宅等の需要などを勘案し、団地ごとの将来対応を検討します。
- ④公営住宅等の長寿命化の推進と良質なストック形成
  - ・公営住宅等の良質な環境の形成とストックの有効活用を図るために、長寿命化に向けた維持管理計画及び改善・更新計画を位置づけるとともに、計画に基づいた事業を推進します。

### **【公営住宅の長寿命化に関する基本方針】**

- ①ストックの状況把握(定期点検及び日常点検)、修繕の実施、データ管理に関する方針
- ②改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

## (9) 砂川市公園施設長寿命化計画

**【計画の期間】** 平成27年度～令和6年度

### **【日常的な維持管理に関する基本的方針】**

- ・日常点検は、巡回時または適宜実施します。但し遊戯施設は月1回以上とします。
- ・定期点検は、利用者の増加に備えた施設の安全確保、また冬期間における施設の変状等の確認として、4～6月に実施します。

### **【公園施設の長寿命化のための基本方針】**

- ・安全で快適な公園及び公園施設整備により、公園利用者が安心できる都市公園を市民に提供します。
- ・円滑な維持管理計画により、中・長期的な将来を見越した計画とします。
- ・適切な点検・維持による「予防保全的管理」により、施設機能の向上や保持さらにはライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・幅広い年代の市民が集い、親子のふれあいやコミュニケーションの場を提供できる公園として機能し続けるための長期的な展望をもった修繕・改築計画とします。



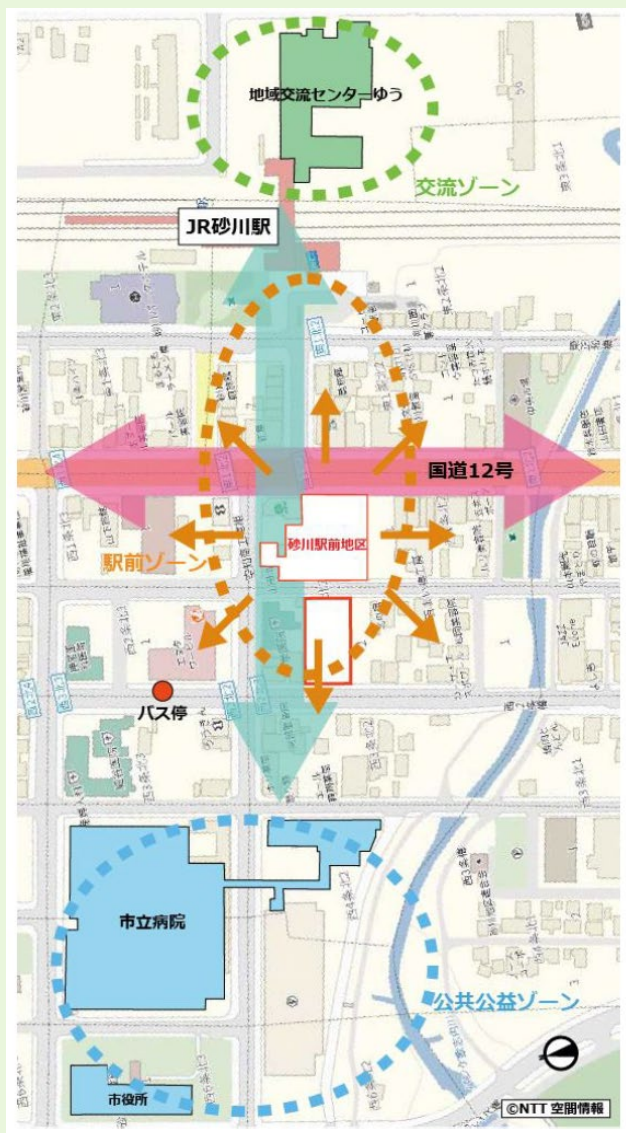
## (10) 砂川駅前地区整備基本構想

【策定年】 令和2年3月

【コンセプト】 賑わいと魅力を生むまちの居場所

### 【3つの方向性】

1. 日々の生活に潤いを与える市民のための“居場所づくり”
  - ・ 自宅と目的地との往復の間に寄りたくなるような、“第三の居場所”を提供することを目指します。
  - ・ 様々な機能を複合させることにより、多くの人にとって居心地の良い空間を提供することを目指します。
2. まちなかを訪れる“賑わいづくり”
  - ・ 賑わい創出に寄与するような機能の誘致を目指します。
  - ・ まちなかの回遊性を高めることを目指します。
3. 人々を呼び込む“まちの魅力づくり”
  - ・ まちなかに新たな魅力を創出し、市外からの来街者を呼び込むことを目指します。
  - ・ 砂川ブランドを発信することを目指します。



図：駅周辺のコンセプト図（令和2年3月時点）

## (11) 砂川市流域関連公共下水道事業計画

### 【計画の背景】

水質汚濁防止と共に市街地における生活環境の改善等に対処するため、昭和 54 年度に都市の根幹施設として下水道事業が立案され、第 1 期事業計画に着手、以来幾度かの変更を行い、現在は、第 12 期事業計画となる。

### 【計画の目標年次】

- ①全体計画 令和 4 年 3 月 31 日
- ②事業計画 平成 29 年 3 月 31 日 から 令和 4 年 3 月 31 日

### 【下水道計画人口】

- ①全体計画 15,800 人
- ②事業計画 15,640 人

### 【家庭汚水量原単位及び計画汚水量】

- ①家庭汚水量原単位 家庭汚水量原単位は以下のとおり

表 家庭汚水量原単位 (単位: ㍓/人・日)

種別	日平均	日最大	時間最大	備考
家庭+営業 (全体・事業計画)	240	300	510	0.8 : 1.0 : 1.7
地下水量 (全体・事業計画)	50	50	50	日最大量の約 15%

- ②全体計画汚水量 (日最大) 6,211 ㍓/日

処理区名称	家庭 (㍓/日)	工場 (㍓/日)	計 (㍓/日)
中部処理区 砂川市	5,530	691	6,211

- ③事業計画汚水量 (日最大) 6,157 ㍓/日

処理区名称	家庭 (㍓/日)	工場 (㍓/日)	計 (㍓/日)
中部処理区 砂川市	5,474	683	6,157

## (12) 砂川市立小中学校適正配置基本計画

【計画の期間】 令和 3 年度から令和 12 年度まで

### 【学校規模の適正化】

- ・中学校 2 校を 1 校に統合する。
- ・中学校 1 校と小学校 5 校を統合し、義務教育学校とする。
- ・通学支援策については、スクールバスの導入・運行を基本とする。

### 【その他関係事項】

- ・閉校となる校舎の取扱いについては、適正配置の進行に併せて関係部署や関係機関などと連携・協議を図りながら、適切な対応・設置に努めるものとする。

## 2-3-2 北海道の計画

### (1) 北海道土地利用基本計画（第5次）

【策定年】 平成30年3月

#### 【道土利用の基本方向】

道土の利用に当たっては、道土の安全性を高め持続可能で豊かな道土の形成を目指し、道土を適切に管理し、自然環境や景観等を保全・再生・活用し、災害に対する安全な土地利用を進める。

#### 【地域類型別の土地利用】

##### ■ 都市

- ・都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約化
- ・低・未利用地や空き家の有効活用
- ・災害リスクの高い地域への都市化の抑制、都市機能の安全な地域への集約

##### ■ 農山漁村

- ・コミュニティの再生や住民サービス機能の維持・確保
- ・農業の担い手への農地の集積・集約化や農地の良好な管理
- ・森林資源の循環利用や森林の適切な整備・保全
- ・自然環境の保全・再生・活用

##### ■ 自然維持地域

- ・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- ・エコツーリズムなど自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用の推進

#### 【連携地域別の土地利用】

##### ■ 道央広域連携地域

- ・ものづくり産業や食関連産業等の集積などによる本道経済を牽引する産業の活性化の促進
- ・アイヌ文化や産業遺産など地域固有の歴史や文化、産業などを活かしたまちづくり

#### 【土地利用の原則】

##### ■ 都市地域

- ・再開発等により土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備する。

##### ■ 農業地域

- ・現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備する。

##### ■ 森林地域

- ・必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう整備・保全する。

##### ■ 自然公園地域

- ・優れた自然の保護と適正な利用を図る。

##### ■ 自然保全地域

- ・生物多様性の確保など適正な保全を図る。

#### 【水資源保全地域の土地利用】

- ・本道の貴重な財産である水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保



## (2) 砂川都市計画区域(砂川市) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【目標年次】 令和 12 年(2030 年)

### 【都市づくりの基本理念】

安全・安心で暮らしやすく、都市の防災性の向上が図られ、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

### 【主要用途の配置の方針】

- ① 住宅地 高度利用住宅地、一般住宅地、専用住宅地を構成する。
- ② 商業業務地 中心商業業務地、沿道商業業務地を構成する。
- ③ 工業・流通業務地 専用工業地、一般工業地及び流通業務地を構成する。
- ④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針  
・晴見地区において、用途転換、用途純化等、土地利用の見直しを進める。

### 【市街地の土地利用の方針】

- ・JR 砂川駅周辺は、にぎわいと活性化、歩行者ネットワークの形成、土地の高度利用を図る。
- ・砂川神社周辺の樹林地や、JR 函館本線沿線に植生する樹林地は保全に努める。

### 【その他の土地利用の方針】

- ① 優良な農地との健全な調和に関する方針
- ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
- ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
- ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針  
・既存集落等で地域の活性化や土地利用上、都市的土地利用が望ましい地域及び都市的土地利用が予想される地域については、農林業との調整を図りながら特定用途制限地域等を活用し、周辺環境との共生・調和に努める。  
・用途地域の指定のない区域については、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため特定用途制限地域<sup>19</sup>を定めることにより、土地利用の整序を図り、周辺環境との共生・調和に努める。

### 【交通施設】

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期末着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

- ・高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー<sup>20</sup>化を進める。
- ・公共交通軸の形成や、交通結節点<sup>21</sup>の整備を進める。
- ・国道 12 号を中心とした国道と道道による道路網の形成に努める。
- ・市街地の一体性や連携性の確保のために、道路網の形成に努める。
- ・JR 函館本線砂川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

### 【下水道及び河川】

- ・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、石狩川流域下水道計画と整合を図りつつ、下水道整備に努める。
- ・自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

### 【緑地系統ごとの配置方針】

緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及び各系統における機能が総合的に発揮され、かつ、緑のネットワークを形成するように公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。

- ・公園緑地等を適正に配置し、整備保全に努める。
- ・都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。



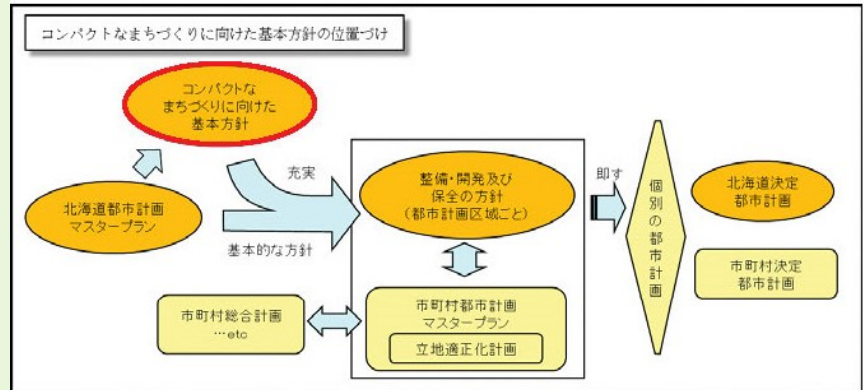


### (3) コンパクトなまちづくりに向けた基本方針

【策定年】 令和3年11月

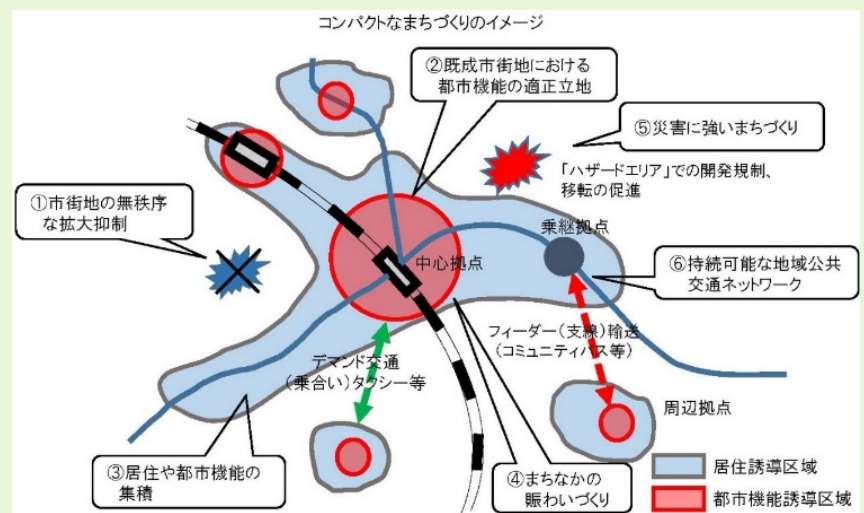
#### 【方針の位置づけ】

本方針は、北海道都市計画マスタープランを補完するものであり、北海道都市計画マスタープランとともに「整・開・保の方針」に対する基本的な方針を示すもの、かつ「整・開・保の方針」をより充実させる役割を担う。



#### 【基本理念】

北海道における人口減少、少子高齢化など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な生活を持続可能とする都市を構築するため、これまで「拡大・拡散してきた都市開発」から方向を転換し、街の中心に人や施設、各種機能が集積した「コンパクトなまちづくり」を目指し、将来にわたって継続的な取組を進めます。



#### 【コンパクトなまちづくりを目指す視点と取組】

##### 【視点1】市街地の無秩序な拡大抑制

- ・区域区分制度の活用
- ・市街化調整区域における土地利用規制
- ・非線引き都市の白地地域における土地利用規制
- ・準都市計画区域の活用

##### 【視点2】既存市街地における都市機能の適正立地

- ・既存市街地における土地利用のあり方
- ・大規模集客施設の適正立地
- ・都市計画提案制度への対応

##### 【視点3】居住や都市機能の集積

- ・居住や都市機能の誘導
- ・都市のスポンジ化対策<sup>22</sup>
- ・「北の住まいるタウン」による取組

##### 【視点4】まちなかの賑わいづくり

- ・中心市街地等の賑わいづくり
- ・まちなか活性化関連事業の促進
- ・みどりを活用した潤いのあるまちづくり
- ・良好な景観形成
- ・居心地が良く歩きたくなるまちなか

##### 【視点5】災害に強いまちづくり

- ・防災の観点からの都市計画
- ・防災に留意した開発許可申請への対応
- ・公園・緑地等を活用した都市の防災機能の充実
- ・防災に資する施設整備

##### 【視点6】持続可能な地域公共交通ネットワーク

- ・コンパクト・プラス・ネットワーク<sup>23</sup>
- ・地域公共交通ネットワークの形成
- ・「整・開・保の方針」への位置づけ
- ・北海道総合都市交通体系調査の充実

## 2-3-3 国の計画

### (1) 北海道総合開発計画

【計画の期間】 平成 28（2016）～令和 7（2025）年度の 10 年間

【キャッチフレーズ】「世界の北海道」

【3つの目標】 (1)人が輝く地域社会 (2)世界に目を向けた産業 (3)強靱で持続可能な国土

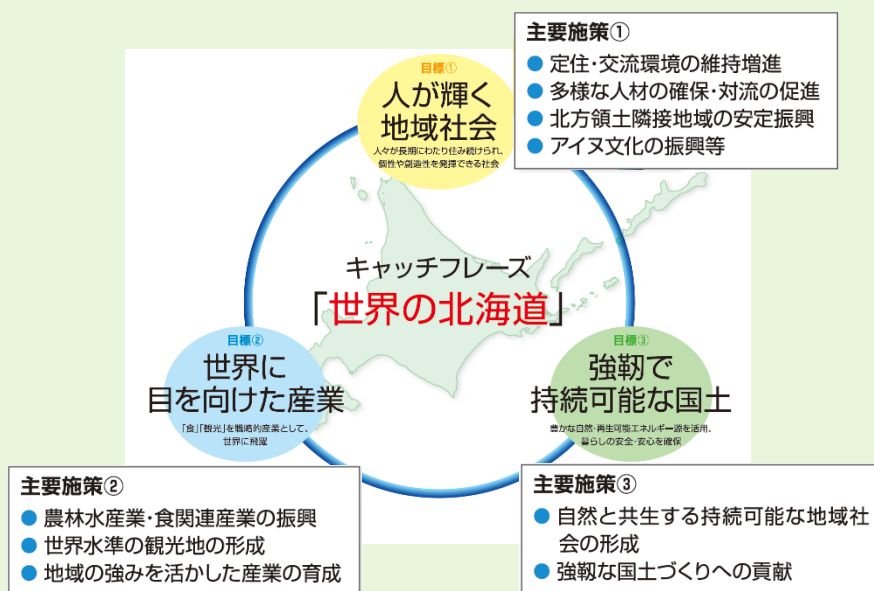
【計画推進の基本方針】

○北海道型地域構造の保持・形成

・重層的な機能分担、ネットワークによる連携を通じ、日常生活に支障のない都市機能・生活機能が提供される「基礎圏域」を形成。基礎圏域内外の人々の活発な対流を促進する中で人口の自然減・社会減を抑制。

○北海道の価値創造力の強化

- ・人口減少時代にあっては、「人」こそが資源。
- ・地域づくり人材の支援・協働を図る「プラットフォーム」を構築し、多様で柔軟な取組を展開。



#### これからの北海道の戦略

「食」「観光」が戦略的産業

人口減少時代にあっても、

- ①北海道には世界と競争し得るポテンシャル
- ②アジアなど世界の市場が拡大傾向

農林水産業、観光等を担う「生産空間」を支え、「世界の北海道」を目指します

#### 次の10年(新計画)の重点的取組

(1) 交通ネットワーク強化と重層的な機能分担

- 北海道新幹線
- 空港・港湾
- 高規格幹線道路網
- 等

(2) 農林水産業の競争力・付加価値向上

(3) 世界水準の観光地域づくり

(4) 地域づくり人材の発掘・育成